

総合診療専門研修プログラムの質向上ネットワーク規則

2018 年5月1日制定

(名称)

第 1 条 本会は日本プライマリ・ケア連合学会総合診療専門研修プログラムの質向上ネットワークと称する。

(目的)

第 2 条 本会は、質の高い総合診療専門医の養成を図る本学会の趣旨に賛同する総合診療専門研修プログラムが参加し、プログラム相互の交流を図り、その成果をもってプログラムの改善および発展に寄与すると共に、プログラムで研修を受ける専攻医の資質向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合診療専門研修プログラムの運営や専攻医の育成に関する情報交換
- (2) 総合診療専門研修プログラム間の交流活動、合同研修会等の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は当学会の専門医制度関連委員会の支援を受ける。また、家庭医療専門研修プログラム責任者協議会と合同で行うことができる。

(会員)

第 4 条 一般社団法人日本専門医機構に認定された総合診療専門研修プログラムであって、本会の趣旨に賛同し第 7 条に掲げる義務を果たす意思を持っているプログラムを会員とする。ただし統括責任者が本学会の会員でなければならない。

2 本会の会員である総合診療専門研修プログラムを会員プログラムと称する。

3 会員プログラムの一覧を本学会ウェブサイトに掲載する。会員プログラムはプログラムの広報媒体に本会の会員であることを表示できる。

(入会および更新手続)

第 5 条 本会に入会しようとする総合診療専門研修プログラムは、統括責任者が所定の手続きを行い、理事長の承認を得た上で、会費を納入しなければならない。

2 会員プログラムの資格を有する期間は毎年 3 月 31 日までとする。所定の期日までに手続きを行い、理事長の承認を得た上で、会費を納入することで資格の更新ができる。

3 理事長は、第 7 条に掲げる義務の不履行が著しい会員プログラムに対して、資格の更新を認めないことがある。

(会費)

第6条 会費は年度毎に1万円とする。一旦納入された会費は返金しない。

(会員プログラムの義務)

第7条 会員プログラムは、次の義務を果たさなければならない。

(1) 所属する指導医の資質向上を含む、プログラムの質向上に継続的に取り組むこと

(2) 所属する指導医や専攻医が、本会が行う交流活動や合同研修会等に積極的に参加すること

(3) プログラムの研修内容、実績、質向上の取り組み状況などの開示に積極的であること

(本会の代表)

第8条 本会に代表を1名置く。代表は会員プログラムの統括責任者の互選によって選出される。ただし、代表は本学会の理事でないものとする。

2 本会の代表の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 本会に地域ブロック代表を置くことができる。地域ブロックの区分は家庭医療専門研修プログラム責任者協議会のブロック会に準ずる。

(本会の運営)

第9条 本会の運営は代表、地域ブロック代表がいる場合は地域ブロック代表、および理事長の協議により行う。

(事務)

第10条 本会の運営に必要な事務は、本学会の事務局が行う。

(改定)

第11条 この規則は、理事会の承認により改定できる。

附則

この細則は2018年5月1日から施行する。